

# 営業時間短縮の協力要請（令和3年3月7日までの要請分）に関する よくあるご質問

令和3年2月4日

更新 令和3年2月27日

更新 令和3年3月12日

## 【 時短要請について 】

### Q 1. 時短要請は何に基づくものか？

A. 新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条9項によるものです。

### Q 2. 時短要請の対象となる店舗は？

A. 食品衛生法の「飲食店営業許可」又は「喫茶店営業許可」を受けて営業する飲食店及び、同法「飲食店営業許可」を受けている遊興施設が対象です。

ただし、コンビニ等のイートインスペース、テイクアウト、デリバリー、キッチンカー、露店営業は対象外となります。

また、ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設についても対象外となります。

### Q 3. 時短要請の対象となっている「遊興施設」とはどのような施設か？

A. 「遊興施設」とは、キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー、ダーツバー、パブ、カラオケボックス、ライブハウスなどであり、さらに食品衛生法に基づく「飲食店営業許可」を受けて営業する店舗が時短要請の対象です。

### Q 4. ノンアルコールの、ビールやカクテルは要請にある「酒類の提供」に含まれるか？

A. ノンアルコールビールやノンアルコールのカクテルは酒類に含みません。

**Q 5. 酒類提供を止める時間と時短営業を行わなければならない正確な時間は？**

A. 時短要請の全期間で、以下の時間帯においては、酒類提供の中止及び、営業の自粛願います。

なお、酒類提供の中止と、時短営業はいずれか一方だけではなく、その両方を実施いただきますようお願いいたします。

要請期間	2月8日～2月28日	3月1日～3月7日
営業を自粛する時間	①午前0時 (0:00) ～午前5時 (5:00) ②午後8時 (20:00) ～午後12時 (24:00)	①午前0時 (0:00) ～午前5時 (5:00) ②午後9時 (21:00) ～午後12時 (24:00)
酒類提供を中止する時間	①午前0時 (0:00) ～午前11時 (11:00) ②午後7時 (19:00) ～午後12時 (24:00)	①午前0時 (0:00) ～午前11時 (11:00) ②午後8時 (20:00) ～午後12時 (24:00)

**Q 6. 午後8時（2月28日までは午後7時）までの酒類提供時間の短縮とはどのような意味か？**

A. 酒類のオーダーストップを午後8時（2月28日までは午後7時）までにさせていただくようお願いいたします。

**Q 7. 飲食店が通常営業を午後9時（2月28日までは午後8時）で終了し、その後はテイクアウト（又はデリバリー）のみで営業を行ってもよいか？**

A. 施設内で飲食をしないテイクアウト（又はデリバリー）のみであれば、午後9時（2月28日までは午後8時）以降も営業していただいて構いません。

Q 8. 旅館・ホテル等の宿泊施設も、午後 9 時までに飲食の提供をやめなければいけないのか？

A. 宿泊施設における宿泊者に対する、飲食の提供時間に制限はありません。

ただし、日帰り客等の宿泊者以外に対する営業は午後 9 時まで、酒類の提供は午後 8 時まで（2 月 28 日までは営業時間を午後 8 時まで、酒類提供を午後 7 時まで）に終了していただくようお願いします。

## 【協力金について】

### Q 9. 協力金を支給する趣旨は？

- A. 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、時短要請に応じていただいた事業者の皆様  
の協力に対し支給するものです。時間短縮に対する補償金として支給するものではありません。

### Q 10. 協力金は、どのような事業者（法人、個人）が対象か？

- A. 従前から、必要な許認可等を取得の上、岐阜県内で対象となる店舗を運営している事業者です。

なお、対象店舗を運営している事業者とは、その店舗を所有、又は長期賃貸借し、常在する店舗の営業時間・営業内容等について決定権限を有する者です。

### Q 11. 令和3年3月1日～3月7日までの要請から、対象外となる店舗（もともとの営業終了時間が午後8時～午後9時の店舗等）は、令和3年2月8日～2月28日までの要請に応じていれば協力金は支給されるのか？

- A. 令和3年2月8日～2月28日の要請に全面的にご協力いただいた店舗には、その期間分の協力金（126万円）を支給いたします。

### Q 12. 令和3年2月28日までの要請に応じていなかった店舗が、3月1日～3月7日の要請から応じた場合、協力金は支給されるのか？

- A. 新たに、令和3年3月1日から3月7日までの全期間で、要請に全面的に応じていただければ、その期間分の協力金（28万円）を支給いたします。

**Q 1 3. 協力金の支給条件である遵守すべき「業種別ガイドライン」や「コロナ社会を生き抜く行動指針」とは何か？**

- A. 遵守すべき基本的な感染防止対策を示しているものです。  
具体的には以下のとおりです。

**【 業種別ガイドライン 】**

各業界団体が専門家の知見を踏まえて策定した、業種ごとの新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインです。

内閣官房のウェブサイトに一覧が掲載されていますので、該当する業種のガイドラインを確認してください。

参考 URL (外部サイト) : <https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>

《主な業種別ガイドライン》

飲食店 (レストラン、食堂、 居酒屋等)	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(改正)に基づく外食業の事業継続のためのガイドライン((一社)全国生活衛生同業組合中央会、(一社)日本フードサービス協会)
接待を伴う飲食店 (キャバクラ、ホスト クラブ等)	社交飲食業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン(全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会)

**【 コロナ社会を生き抜く行動指針 】**

あらゆる機会において、新型コロナウイルスが潜んでいることを意識し、県民の皆様  
に習慣として身に着けていただきたい基本的な感染防止対策をお示ししています。

内容等の詳細については県HPをご確認ください。

参考 URL : <https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/27069.html>

**Q 1 4. 「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」とは何か？**

- A. 新しい生活様式が求められている中、県民が安心して店舗を利用できるよう、店舗において新型コロナ感染防止対策を実施していることをわかりやすく伝えることを目的とし、県が配布するものです。

店舗が所在する各市町村に申込みいただくことで、取得することができます。

**Q 1 5. 「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」の申込み方法は？**

A. 申込書と宣言書を店舗が所在する市町村窓口へ提出してください。

また、紛失等の理由により、ステッカーの再交付を希望の店舗につきましても、所在する市町村窓口へご相談ください。

各市町村の窓口は以下URLのとおりです。

各市町村窓口：<https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/202082.pdf>

なお、別途「感染防止対策マニュアル」の作成・提出をお願いしている、接待を伴う飲食店、カラオケ店、ライブハウスにつきましては、感染防止対策マニュアルの提出をもって申込みとし、ステッカーを配布いたします。

**Q 1 6. 「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」を取得、掲示していない店舗は、時短要請に応じても協力金を支給してもらえないのか？**

A. 「業種別ガイドライン」及び「コロナ社会を生き抜く行動指針」の遵守と併せて、「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」を取得、掲示してあることを協力金支給の要件としています。

まだ取得されていない店舗につきましては、速やかに申込みください。

**Q 1 7. 「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」の取得、掲示が時短要請の開始日に間に合わない場合、協力金は支給されないか？**

A. 万一、「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」の取得、掲示が遅れる場合であっても、実態として「業種別ガイドライン」及び「コロナ社会を生き抜く行動指針」を遵守したうえで、時短営業を実施しているのであれば、協力金の支給対象となります。

ただし、そのような場合であっても、「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」を取得、掲示していることを、協力金の支給要件とすることに変更ありませんので、まだステッカーの取得、掲示がされていない店舗につきましては、速やかに申込みください。

**Q 1 8. 感染防止対策マニュアルを提出していない「接待を伴う飲食店」、「カラオケ店」、「ライブハウス」は、時短要請に応じても協力金を支給してもらえないのか？**

A. 岐阜県では、新型コロナウイルス感染症の第1波における休業要請が解除された後も、クラスターが発生するなど、感染リスクの高い、接待を伴う飲食店、カラオケ店、ライブハウス等について休業協力要請を継続しています。

これらの業種の店舗については、感染防止対策マニュアル（以下、「マニュアル」という。）の提出をもって店舗ごとに休業協力要請を解除しているところです。

そのため、現時点でマニュアルを提出していない店舗は、協力金の申請書類と併せてマニュアルも提出していただくことが協力金支給の条件となります。

**Q 1 9. 指定管理者や第3セクターは協力金の支給対象か？**

A. 指定管理者や公的な資金が入っている団体は、協力金の支給対象ではありません。

**Q 2 0. 県内に複数店舗を持つ場合、店舗数に応じた協力金が支給されるか？**

A. 県内にあれば、要請を受けて営業時間の短縮をした店舗数に応じて、協力金を支給します。

**Q 2 1. 県内で複数の店舗を運営する事業者は、全施設を時短しなければ協力金はもらえませんか？**

A. 県内の全ての店舗を時短等することを協力金の支給要件としていません。店舗ごとに協力金の支給対象であるか判断します。

**Q 2 2. 社団法人、財団法人、特定非営利活動法人（NPO法人）、宗教法人は協力金支給の対象となるか？**

A. 時短要請の対象となる店舗を運営する者であって、要請を受けて営業時間の短縮を行った場合であれば対象となります。

Q 2 3. いわゆる大企業も協力金支給の対象となるか？

A. 時短要請の対象となる店舗を運営する事業者であって、要請を受けて営業時間の短縮を行った場合であれば対象となります。